

令和 6 年 3 月 21 日 開催

令 和 6 年

第 3 回

函館市農業委員会総会

議 事 錄

函館市農業委員会

令和6年第3回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年3月21日（木） 開会 14：00 閉会 15：30

2 開催場所 函館市役所 8階第2会議室

3 出席委員

議長	立藏 義春	6番	山田 美代子
1番	川村 稔	7番	近江 政夫
3番	佐藤 勉	8番	菅原 秀樹
5番	八戸 千修	9番	西浦 克彦

以上8名

4 事務局出席者

局長	松浦 真人	主査	中村 俊大
次長	吉田 浩樹	主任主事	笠原 未帆
農地課長	石岡 正直	主事	佐々木 将汰

以上6名

5 付議事項

- 議案第1号 土地の現況証明書の交付について
- 議案第2号 農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について
- 議案第3号 農用地利用集積計画（所有権移転および利用権設定）の決定について
- 議案第4号 函館市農業委員会規程の一部改正について
- 議案第5号 令和6年度函館市農業委員会総会開催日程等について
- 報告第1号 会長の専決処分の報告について（函館市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程の制定について）
- 議案第6号 （追加議案）
函館市農地利用最適化推進委員を委嘱する者の決定について

14：00 開会

議長（立藏会長）

ただいまより、令和6年第3回農業委員会総会を開会いたします。
まずははじめに、「農業委員会憲章」を唱和いたします。
委員ならびに事務局職員は、ご起立願います。
函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

議長（立藏会長）

ご着席願います。
続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案5件、報告1件、計6件となっております。
よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。
それでは、本日の日程に進みます。
日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員には、5番八戸委員、6番山田委員の両名を指名いたします。
よろしくお願いいたします。
次に、日程第2、議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。
それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

それでは、議案書の2ページをお開き願います。
議案第1号「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。
本件は、土地の現況証明願処理要領の規定により、土地の現況証明願書の提出が1件あったことから、審議を求めるものでございます。
3ページをお開き願います。
番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、3千843平方メートル、都市計画区域は市街化調整区域でございます。
所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。
記載の3名の農業委員にて、3月14日に現地調査を行っております。
なお、このページの下段が箇所図となってございます。
以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、6番山田委員から、ご報告願います。

6番（山田委員）

議案第1号、土地の現況証明書の交付について、番号1に係る現地調査結果ですが、この案件について、川村委員、近江委員と私を合わせた農業委員3人と事務局職員で調査を実施し、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請地は市街化区域に隣接しているほか、周りは非農地となった土地および宅地に囲まれ、現況は耕作によらず駐車場および資材置き場として利用された土地であり、雑種地状態がありました。

のことから、番号1について、農地・採草放牧地以外と証明することが相当と判断しました。

以上、番号1についての調査結果としてご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、願い出のとおり証明することが相当かどうか、ご審議願います。

それでは、各委員からご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、願い出のとおり証明書を交付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立藏会長）

次に、日程第3議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

本件の番号1から番号5について、菅原委員が農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限にあたります。

そこで、議事の流れですが、各件については菅原委員が退室し、審議を行いたいと考えております。

このような進め方で、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのように進めさせていただきます。

菅原委員は、ご退室願います。

（菅原委員退室）

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の4ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第18条第6項の規定により、5件の合意解約通知書の提出があつたので、その解約の成立状況について審議を求めるものでございます。

5ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、1万4千565平方メートル、貸主、借主は、記載のとおりでございます。

賃借権の設定内容につきましては、令和5年2月27日付け農用地利用集積計画で、解約申入日、合意解約日および土地の引渡日は、令和6年2月29日となっております。なお、このページの下段が箇所図となってございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は1万4千340平方メートル、貸主、借主は、記載のとおりでございます。

賃借権の設定内容につきましては、令和5年2月27日付け農用地利用集積計画で、解約申入日、合意解約日および土地の引渡日は、令和6年2月29日となっておりま

す。なお、このページの下段が箇所図となってございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

番号3についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は8筆合計4万4千422平方メートル、貸主、借主は、記載のとおりでございます。

賃借権の設定内容につきましては、平成18年10月26日付け農地法第3条許可で、解約申入日、合意解約日および土地の引渡日は、令和6年2月29日となっております。なお、8ページが箇所図となってございます。

続きまして、9ページをお開き願います。

番号4についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は2筆合計4万4千823平方メートルのうち、1万4千286平方メートル、貸主、借主は、記載のとおりでございます。

賃借権の設定内容につきましては、令和3年1月29日付け農用地利用集積計画で、解約申入日、合意解約日および土地の引渡日は、令和6年2月29日となっております。なお、このページの下段が箇所図となってございます。

続きまして、10ページをお開き願います。

番号5についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は5筆合計2万4千153平方メートル、貸主、借主は、記載のとおりでございます。

賃借権の設定内容につきましては、平成24年6月29日付け農地法第3条許可で、解約申入日、合意解約日および土地の引渡日は、令和6年2月29日となっております。なお、11ページが箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、6番山田委員からご報告願います。

6番（山田委員）

議案第2号、農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について、番号1から番号5に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1から番号5について、事務局から説明を受け、合意解約における要件につい

て、調査委員3人が資料を確認し、検討した結果、合意解約日から農地の引渡し期限が6ヵ月以内であるなど、通知内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第2号、番号1から番号5についての調査結果としてご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、各件について、合意内容が真正なもので、要件を満たしているかどうか、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を採決いたします。

お諮りいたします。

各件について、「合意解約の要件を満たしており、賃貸借の解約が成立している」と認めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

菅原委員の、入室をお願いいたします。

（菅原委員着席）

議長（立藏会長）

次に、日程第4議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

先ず、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の12ページをお開き願います。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により申し出のあった所有権移転1件および利用権設定7件、計8件の農用地利用集積計画の決定について、審議を求めるものでございます。

13ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は4千958平方メートル、権利の種類は、所有権、譲渡人、譲受人は、記載のとおりでございます。

利用目的は畑、所有権の移転時期、対価の支払期限および引渡しの時期は、令和6年3月29日、対価は、記載のとおりで、申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、14ページが調査書となってございます。

続きまして、15ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は2千125平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

利用権の種類は、賃借権、利用目的は田、利用期間の始期は、令和6年4月1日、終期は、令和7年3月31日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、16ページが調査書となってございます。

続きまして、17ページをお開き願います。

番号3についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は3筆合計7千483平方メートルのうち、7千16平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

利用権の種類は、賃借権、利用目的は田、利用期間の始期は、令和6年4月1日、終期は、令和7年3月31日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の拡大となっております。

なお、18ページが箇所図、19ページが調査書となってございます。

続きまして、20ページをお開き願います。

番号4についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は2万3千302平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

利用権の種類は、使用貸借権、利用目的は牧草畠、利用期間の始期は、令和6年4月1日、終期は、令和11年3月31日、申請理由は、貸主、借主とともに利用権の再設定となっております。

なお、このページの下段が箇所図、21ページが調査書となってございます。

続きまして、22ページをお開き願います。

番号5についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、

面積は8筆合計4万1千75平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

利用権の種類は、使用貸借権、利用目的は牧草畑、利用期間の始期は、令和6年4月1日、終期は、令和11年3月31日、申請理由は、貸主、借主とともに利用権の再設定となっております。

なお、23ページが箇所図、24ページが調査書となってございます。

続きまして、25ページをお開き願います。

番号6についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は4筆合計1万6千734平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

利用権の種類は、使用貸借権、利用目的は牧草畑、利用期間の始期は、令和6年4月1日、終期は、令和11年3月31日、申請理由は、貸主、借主とともに利用権の再設定となっております。

なお、26ページが箇所図、27ページが調査書となってございます。

続きまして、28ページをお開き願います。

番号7についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は7筆合計4万4千148平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

利用権の種類は、使用貸借権、利用目的は牧草畑、利用期間の始期は、令和6年4月1日、終期は、令和11年3月31日、申請理由は、貸主、借主とともに利用権の再設定となっております。

なお、29ページが箇所図、30ページが調査書となってございます。

31ページをお開き願います。

番号8についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は8千694平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

利用権の種類は、賃借権、利用目的は畑、利用期間の始期は、令和6年4月1日、終期は、令和11年3月31日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、貸主、借主とともに利用権の再設定となっております。

なお、このページの下段が箇所図、32ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、6番山田委員からご報告願います。

6番（山田委員）

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、番号1から番号8に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1から番号8について、農地の所有権移転、賃借権設定および使用貸借権設定に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人および借主の経営状況や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、調査委員3人が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第3号番号1から番号8についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、各件について、計画内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員からご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」番号1から番号8を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

議長（立藏会長）

次に、日程第5議案第4号「函館市農業委員会規程の一部改正について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の 33 ページをお開き願います。

議案第4号「函館市農業委員会規程の一部改正について」を、ご説明申し上げます。

本件は、「函館市事務専決および代決規程」の改正に伴い、本規程の整備が必要となつたことから、「函館市農業委員会規程の一部改正について」、審議を求めるものでございます。

34 ページをお開き願います。

こちらが改正文となっておりますが、「函館市事務専決および代決規程」の改正により、次長職の休暇等の承認や旅行命令などが、部長職の専決事項となつたことから、事務局次長の休暇等の承認や旅行命令などについて、会長の専決事項から事務局長の専決事項とするため、「函館市農業委員会規程」で規定している「会長の専決事項」から「事務局次長」を削るものでございます。

35 ページをお開き願います。

こちらが、改正に係る新旧対照表となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局より説明がありましたが、各委員から何かご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第4号「函館市農業委員会規程の一部改正について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

議長（立藏会長）

次に、日程第6議案第5号「令和6年度函館市農業委員会総会開催日程等について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の36ページをご覧願います。

議案第5号「令和6年度函館市農業委員会総会開催日程等について」をご説明申し上げます。

本件は、令和6年度における総会開催日程等について、審議を求めるものでございます。

37ページをお開き願います。

令和6年度の総会開催日程等の（案）でございます。左から順次、函館市農業委員会の回、総会開催日、使用会議室、現地調査日、議案締切日となっております。

なお、参考として、北海道農業会議の常設審議委員会の開催日および意見聴取書類の提出締切日を記載しております。

それでは、日程設定の考え方について、ご説明申し上げます。

まず、総会開催日については、毎月最終週の木曜日を基本としております。

こうした中で、4月および7月についてですが、会議室の使用状況の関係から、4月は24日水曜日、7月は24日水曜日の開催とし、現地調査日もそれぞれ1日前倒しとなっております。

また、3月につきましては、会議室の使用状況の関係上、1週間前倒しするとともに、3月20日木曜日が、春分の日となっていることから、議案発送日を考慮し、3月21日金曜日の開催としております。

次に、議案締切日でございます。

こちらは、毎月5日を基本としておりまして、5日が土曜日・日曜日または祝日の場合は、直後の平日を設定しております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局より説明がありましたが、各委員から何かご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これよりただいま議題となっております議案第5号「令和6年度函館市農業委員会総会開催日程等について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

なお、決定した日程については、委員会のホームページにおいてお知らせするほか、農協などの関係団体にもお知らせをしますので、ご承知おき願います。

議長（立藏会長）

次に、日程第7報告第1号会長の専決処分の報告について「函館市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程の制定について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます

事務局（吉田次長）

議案書の38ページをお開き願います。

報告第1号「会長の専決処分の報告について（函館市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程の制定について）」を、ご説明申し上げます。

本件は、さきほど議案第4号でご審議いただきました規程の一部改正と、その他規程の整備が必要となったことから、「函館市農業委員会規程第23条第1項第10号」の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

39ページをお開き願います。

こちらが、規程の制定内容になっております。

40ページをお開き願います。

こちらが、新旧対照表となってございます。

左欄が現行、右欄が改正案となっておりまして、下線の部分が変更箇所となってございます。

さきほど、「議案第4号規程の一部改正について」でご説明しましたが、事務局次長の休暇等の承認や旅行命令などについて、会長の専決事項から事務局長の専決事項となったことに伴い、規定を整備したものであります。

また、事務局次長以下および主査職以下の職員の「営利企業等の従事または経営の許可に関すること」および主査職以下の職員の「時間外勤務代休時間の指定および職務に専念する義務の免除の承認に関すること」について、新たに規定を整備したものであります。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質問がないようですので、本件について終わります。

これより、議事運営を協議するため、暫時休憩といたします。

14：25 (休憩)

15：15 (再開)

議長（立藏会長）

それでは、休憩前に引き続き、総会を再開いたします。

はじめに、お手元に配付しております日程の追加についてでございます。

推進委員を委嘱する者の決定が必要であることから、農業委員会規程第8条第2項の規定に基づき、議事日程を追加するものでございます。

それでは、お手元の日程のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。

追加日程の議案は、1件となっております。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

日程第8議案第6号「函館市農地利用最適化推進委員を委嘱する者の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案ないよう内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

追加議案書の1ページをご覧願います。

議案第6号「函館市農地利用最適化推進委員を委嘱する者の決定について」をご説明申し上げます。

本件は、函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続に関する規程第13条第1項の規定に基づき、推進委員を委嘱する者の決定について、審議を求めるものでございます。

2ページをお開き願います。

委嘱する者の担当地区および定数については、同規程第4条の別表のとおりですが、本件で審議される者の担当地区および人数は、現在欠員が生じている「東部地区の1名」となっております。

また、選考にあたっては、同規程第13条に基づき、机上に配付いたしました選考委員会の選考結果を踏まえ、決定していただくこととなります。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

それでは、選考委員会の選考結果を踏えたうえでご審議願います。

各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第6号「函館市農地利用最適化推進委員を委嘱する者の決定について」を採決いたします。
お諮りいたします。

本件について、選考委員会の選考結果のとおり推進委員を委嘱する者を決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、選考委員会の選考結果のとおり推進委員を委嘱する者を決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、その他ですが4点お話をございます。

1点目ですが、3月1日金曜日に実施しました農地パトロール調査の結果について、推進委員から報告がありましたので、事務局に内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

それでは、農地パトロール調査の結果報告の内容について、ご説明申し上げます。本調査は、3月1日金曜日、旧函館地区を対象に、佐藤推進委員、泉推進委員、山口推進委員の3名と事務局職員により実施しており、調査結果については、「把握できる調査範囲内で確認した結果、無断転用などの事例は見受けられなかった。」との報告内容でございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

続いて、2点目ですが、会議の出席報告でございます。

3月18日月曜日に、札幌市で開催されました「令和5年度市町村農業委員会会長・事務局長会議」に、私が出席しております。

続いて、3点目ですが、次回の総会は令和6年4月24日水曜日午後2時から市役所8階第2会議室において、開催いたします。

また、議案の締切日は、4月5日金曜日となっております。

続いて、4点目ですが、次回総会の現地調査日は4月17日水曜日午後1時からとなります。

それでは、4月の現地調査委員を指名いたします。

4番大槻委員、5番八戸委員、9番西浦委員、以上3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほど、市町村農業委員会会長・事務局長会議に、私が出席したという報告でありましたけれども、実は農業会議所には負担金というものがありまして、まだ決定したものではありませんが、今まで函館市農業委員会で負担していたわけでございますけれども、それに加えて農業委員会の会長個人にも負担をお願いしたいという案件がございました。

今のところ決定ではありませんし、まだ内容もすっかり出来ているわけではございませんが、将来、そのような形になるようでございますので、また詳しいことがありましたら、皆さんにお知らせして示していきたいなと存じます。

私からは以上ですが、各委員から何かご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長（立藏会長）

閉会となりましたが、事務局よりお知らせがございます。

事務局（吉田次長）

事務局から1点お知らせがございます。

2月に開催しました第2回総会において、農地法第3条許可となりました新規就農者の情報について、机上配布しておりますのでお知らせいたします。

なお、本件につきましては、後日、推進委員あて情報提供いたしますので、お知らせいたします。

事務局からは、以上でございます。

議長（立藏会長）

それでは、以上で閉会といたします。

本日は、ご苦労様でした。

15 : 30

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議長 立藏義春

署名委員 八戸千修

署名委員 山田美代子